

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 雇用保険法の一部改正

給付日数の延長に関する暫定措置等の期限を二年間（平成二十六年三月三十一日まで）延長すること。

第二 特別会計に関する法律の一部改正

雇用勘定の積立金の特例に関する暫定措置の期間を二年間（平成二十四年度及び平成二十五年度）延長すること。

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。